

学校法人帝京大学 役員 の 報酬 等 の 支給 の 基準 に 関 する 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人帝京大学（以下、「本法人」という）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員 の 報酬 等 に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員 の 報酬 等 とは、報酬、賞与、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員 の 報酬 には、職員 の 給与 規程 に 基づく もの を 含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）および手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員 に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員 に対する報酬総額（年額、賞与を含む）は金2000万円を上限とし、その範囲内で理事長が決定する。

- 2 非常勤の役員 に対する報酬の額（年額）は金1000万円を上限とし、その範囲内で理事長が決定する。
- 3 役員 の 退職金 は別表に定める算式により算出される額を基準とし、理事長が決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員 に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月22日（ただし支給日が土曜日、国民の祝日または休日に当たるときは原則として前日に繰り上げて支払うものとする）
 - (2) 賞与 毎年6月および12月
 - (3) 退職金 任期の満了、辞任または死亡により退職した後、原則として1か月以内
- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことによって支払う。ただし本人が同意しない場合は全額を通貨によって支払う。また、退職金の支払いにおいて、本人が死亡した場合には、その遺族に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

4 ただし、退職金については、以下のいずれかに該当する場合には支給しない。

(1) 懲戒による免職

(2) 禁固以上の刑に処せられたことによる退職

(3) 前号に係る場合のほか、支給制限に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が定める

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 役員の報酬は、役員に就任した日の属する月より支給し、退任した日の属する月まで支給する。

2 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、日割り計算とする。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第100条の第1項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

(施行期日)

1 この規程は、2020（令和2）年4月1日より施行する。

2 この規程は、2025（令和7）年4月1日より施行する。

【別表】（役員の退職金算定式）

報酬金額（年額）×5%×勤続年数×係数

学校法人帝京大学 評議員の報酬等の支給の基準 に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人帝京大学（以下、「本法人」という）の寄附行為第58条第1項の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この評議員の報酬には、職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (2) 費用とは、評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）および手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対しては、報酬を支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員に対する報酬総額（年額）は金60万円を上限とし、その範囲内で理事長が決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員に対する報酬の支給の時期は、毎月22日とする。ただし支給日が土曜日、国民の祝日または休日に当たるときは原則として前日に繰り上げて支払うものとする。

2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことによって支払う。ただし本人が同意しない場合は全額を通貨によって支払う。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 評議員の報酬は、評議員に就任した日の属する月より支給し、退任した日の属する月まで支給する。

2 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、日割り計算とする。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第100条の第1項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2025（令和7）年4月1日より施行する。